入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成28年3月17日
日本私立学校振興・共済事業団
理事長　河田　悌一
◎調達機関番号　404　◎所在地番号　13
1　掲載日　平成28年3月3日（号外政府調達第42号）
2　訂正内容　第48号8ページ1段10行目「⑵　購入等件名及び数量　平成28年度　大阪会館「大阪ガーデンパレス」で使用する電気(契約電力　530kW　年間予定使用　電力量　2,795,000kWh)」を、「⑵　購入等件名及び数量　平成28年度　大阪会館「大阪ガーデンパレス」で使用する電気(契約電力　530kW　年間予定使用電力量　2,800,377kWh)」に訂正します。
8ページ3段28行目「⑶　Nature and quantity of the products to be required: Electricity to be used in Osaka Hall “Osaka Garden Palace” office of PMAC：Electricity contract 530kW, the estimated electricity of the year 2,795,000kWh」を、「⑶　Nature and quantity of the products to be required: Electricity to be used in Osaka Hall “Osaka Garden Palace” office of PMAC : Electricity contract 530kW, the estimated electricity of the year 2,800,377kWh」に訂正します。
8ページ1段16行目「⑷　使用期間　平成28年8月1日～平成29年7月31日」を、「⑷　使用期間　平成28年7月1日～平成29年6月30日」に訂正します。
8ページ3段34行目「⑷　Fulfillment period: From 1, August, 2016 through 31, July, 2017」を、「⑷　Fulfillment period : From 1, July, 2016 through 30, June, 2017」に訂正します。
第49号8ページ4段44行目「⑷、⑸第48号と同じ。」を、「⑷　使用期間　平成28年8月1日～平成29年7月31日」及び「⑸第48号と同じ。」に訂正します。
9ページ2段1行目「⑷, ⑸　The same as the Notice Above. (No. 48)」を、「⑷　Fulfillment period : From 1, August, 2016 through 31, July, 2017」及び「⑸　The same as the Notice Above. (No. 48)」に訂正します。

入札公告の取消

平成28年3月17日
支出負担行為担当官
札幌法務局長　中垣　治夫
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　01
○第2号
平成28年1月29日付け（号外政府調達第19号・8ページ）掲載の入札公告第2号「札幌法務局が管理する庁舎等における施設管理・運営業務一式」を取り消します。

入札公告の取消

次のとおり取り消します。
平成28年3月17日
分任支出負担行為担当官　中部地方整備局
静岡国道事務所長　前川　利聡
平成28年2月22日付（号外政府調達第34号8～9ページ）掲載の入札公告「静岡国道事務所丸子藁科トンネル電気室で使用する電気」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年3月17日
支出負担行為担当官
四国地方整備局次長　菅沼　史典
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
○第15号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　備讃瀬戸北航路（－19m）浚渫工事
⑶　工事場所
香川県丸亀市広島町沖合（浚渫工）
香川県さぬき市津田町沖合（覆砂工）
⑷　工事内容　浚渫工1式、土捨工1式、覆砂工1式、雑工1式、安全管理1式
⑸　工期　契約締結日から平成28年10月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　なし（浚渫工事）
⑺　本工事は、入札時に、3⑴①に示す特定評価項目1及び2に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（S型・2テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
⑿　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒀　本工事における契約締結は平成28年度予算の成立を前提とする。平成28年度予算が暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成27・28年度「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上であること。)
②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が850点以上であること。)
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　特定評価項目1及び2に係る技術提案が適正であること。
また、技術提案が適正と認められない場合に設計図書（特記仕様書、図面、共通仕様書）に記載された内容（以下「標準案」という。）に基づいて施工する意志がある場合又は、技術提案を行わず標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案に基づいて施工する旨の資料を作成し提出すること。
⑹　平成12年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有していればよい。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)
なお、当該施工実績が平成13年4月1日以降に完成した地方整備局が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、次の1）及び2）の工事とする。
1）海域において、ポンプ浚渫船による浚渫（床掘含む）工を6,000㎥（純土量）以上施工した工事
2）設計図書に安全監視船の配置が義務付けられた工事
（1）と2）は別件工事可）